

## 辻田 芳幸氏



# オーブン カレッジ

企業が持つ技術情報の不正流出が後を絶たない。東芝の提携先である米企業の元技術者が東芝の研究データを転載先である韓国のハイニックス半導体（現・SKハイニックス）に不正に提供したとして、東京地検は三月、この技術者

を不正競争防止法違反（営業秘密開示）の罪で起訴した。東芝はハイニックスに対し不正競争防止法に基づく損害賠償を求める訴えを東京地裁に提起している。

不正競争防止法が適用されるためには、持ち出された技術情報が「営業秘密」である必要がある。そのためには①流出し、流出先で技術の模倣が繰り返されれば、その開発費用を節約した安価な製品に市場は不当にも席捲されることとなる。他方日本企業が

## 営業秘密の漏洩対策

つじた よしゆき 知的財産法。駿河台大学大学院法学研究科修士課程修了。文化審議会著作権分科会専門委員。1968年生まれ。

必要がある。そのためには①秘密として管理されていること（秘密管理性）、②有用な営業上または技術上の情報であること（有用性）、③公然と知られていないこと（非公知性）の三つの要件が充足されなければならない。不正競争防止法は営業秘密侵害罪の場合、個人の罰則を懲役10年以下または罰金1千万円以下、不正に情報を手した法人の罰則を3億円以下の罰金としていますが、営業秘密の流出先を海外企業と国内企業とで区別していない。諸外国に比べて抑止力に劣る、海外流出への罰則強化をすべきだとの指摘を受けて、政府は秘密の漏洩を立証しやすくし、懲役や罰則を強化した新法の検討を進めている。

新法を待たずとも、現時点で企業にできることはある。よって、技術情報が従業員に再教育によって、従業員意識を高めることが同時に必要であろう。

## 制限と従業員再教育が肝心

「営業秘密管理」を示している。「営業秘密」として法的に認められうる秘密管理の水準などを示すためのガイドラインであり、管理すべき情報を絞り込み、合理的な管理をすることの重要性などが説かれていた。また、社員と秘密保持契約を結んでおくことも有用であるから、同省の「各種契約書の作成例」を参考にして、入社時、プロジェクト参加時、退職時などに締結しておくことよい。これらによって、技術情報が従業員に再教育によって、従業員意識を高めることが同時に必要であろう。

情報へのアクセス制限も有益であるが、東芝のデータ漏洩事件で技術情報を流出させた元技術者は東芝のサーバーコンピュータにアクセスして研究データを閲覧する権限を有していた。高度な技術情報を日常的に扱ううちにその相対的価値の認識が甘くなることも否定できないであろう。このような意味で営業秘密の取り扱いについての定期的な再教育によって、従業員意識を高めることが同時に必要であろう。

